

内部監査の実施状況について(令和6年度)

富山労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講じた措置
富山労働局各部・室 富山労働基準監督署 他3署 富山公共職業安定所 他6所(出張所1所を 含む。)	令和6年9月13日～ 令和6年10月28日	①総務・人事に関する事項 ②会計経理事務に関する事項 ③管理事務に関する事項	<u>①総務・人事関係に関する指摘事項</u> ・週休日の出勤について。出勤簿や週休日の振替等命令簿の記載方法に誤りが見受けられた(2部・室、3署、1所)。 ・超過勤務の実績があるにもかかわらず、所属長及び勤務時間管理員による日々の確実な点検及び把握が行われていなかったことから、超過勤務手当が未支給となっているものが認められた(1署)。 ・旅行命令簿について、SEABISの誤入力等の事務処理誤りにより、旅行命令日の誤りが見受けられた(1署、1所)。 <u>②会計経理事務に関する指摘事項</u> 特になし。 <u>③管理事務に関する指摘事項</u> ・公印押印の際に、公印管理担当者による確認印又は電子決裁における公印申請がなされていないものが見受けられた(1所)。	内部監査における指摘事項の再発防止のため、局作成の「総務・会計関係書類の作成ガイド」及び「厚生労働省法令遵守マニュアル」等の活用により、基本的事務処理の徹底を図り、より一層の事務処理体制の充実と相互けん制体制の確立に努めるよう、庶務・会計担当課長会議(2月)及び新任管理者研修(3月)において指示した。 なお、超過勤務手当が未支給となっていたものについては、再度、事実確認を行った上で、年度内に追給処理を完了するとともに、同種事案の再発防止のため、令和7年1月21日付けで通知を発出した。